

農機具共済

年	主な制度改正・災害等
昭和35年	農機具損害共済、農機具更新共済を実施
昭和46年	農機具共済の共済金額限度額が建物総合共済と同額に改定
昭和48年	共済責任期間3年ものを新設
	保険付農機具販売の開始
昭和54年	農機具損害共済を火災共済と総合共済に分離
昭和57年	盗難事故の追加及びその他不慮の事故を削除
昭和60年	特殊物件(農業用貨物自動車)の料率を新設し、他物件と分離
昭和61年	新潟県農業機械商業組合と保険付農機具販売に係る契約を締結
	本格的な保険付農機具販売のスタート
平成 元年	農機具共済制度の全面改正:新価主義(主契約)を導入
平成 7年	普通割増物件(コンバイン・スピードスプレーヤー)の料率を新設、普通物件と分離
	共済金額限度額を700万円から1,000万円に改定、獣害を追加
平成12年	異物の巻き込み・第三者行為による不可抗力のき損を追加、事故形態による削減割合を導入
平成14年	共済責任期間3年ものを廃止(損害共済)
平成16年	共済金額限度額を1,000万円から1,500万円に改定、草刈機・刈払機・除草機・牧草刈取機・牧草刈取梱包機を普通物件から普通割増物件に変更
平成18年	地震等担保特約を導入、共済金額限度額を1,500万円から2,000万円に改定
平成26年	トラクター・ロータリー・ハロー・畔塗機・乗用耕耘機・除雪機を普通物件から普通割増物件に変更(7月1日)
平成28年	耐用年数を一律7年に変更
令和3年	ロボット農機具(レベル1)の引受開始
令和5年	ロボット農機具(レベル2)の引受開始 削減割合から、土中等の物体との接触・衝突・巻き込みによる事故に適用するものを削除。事故回数による適用割合を変更。